

大田市告示第121号

大田市難聴児補聴器購入助成事業実施要綱（平成25年大田市告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月21日

大田市長 楫野弘和

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第6条第2項中「、申請者世帯の住民税課税状況等を調査し」を削る。

別表中「55,800円」を「59,000円」に、「9,000円」を「9,500円」に、「67,300円」を「71,200円」に、「87,000円」を「92,000円」に、「137,000円」を「144,900円」に、「70,100円」を「74,100円」に、「120,000円」を「126,900円」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

大田市難聴児補聴器購入助成金支給申請書

年 月 日						
<p>大田市長 様</p> <p style="text-align: right;">(申請者) 住 所 氏 名 (対象者との関係：) 電 話()</p> <p>下記のとおり大田市難聴児補聴器購入助成金の支給申請をいたします。 大田市難聴児補聴器購入助成金支給決定のため、私の世帯の住民登録資料その他について、 各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。</p>						
対象児	住 所					
	フリガナ					
	氏 名					
	生年月日	年 月 日	性別	男 女	電話	
障がい名		軽度難聴 中等度難聴				
購入を受ける補聴器		ポケット型 耳掛け型 耳あな型(レディメイド・オーダーメイド) 骨導式ポケット型 骨導式眼鏡型				
希望する補聴器事業者	名 称					
	所在地					
	電 話		FAX			
(備考)						

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第6条関係)

大田市難聴児補聴器調査書

氏名			学 齢	小学校(部) 中学校(部)	年生 年生	
施設・病院等への入所・入院状況	1 入所・入院している〔施設名： _____ 〕 退所・退院が 1 決定している 2 決定していない 年 月 日 退所・退院予定 2 在宅である					
今回申請をする補聴器について今までの所持状況	1 持っている 持っている場合は _____ 年 月取得 取得方法 1 大田市難聴児補聴器購入助成事業 2 自費 3 その他 2 持っていない					
今回の申請に至る経過、理由等、装用効果 〔 破損、装着の状況、身体、環境の変化、耐用年数との関係 〕						
大田市難聴児補聴器購入助成事業利用状況	補聴器の種類	交付年月日				
		年	月	日	交付	
		年	月	日	交付	
		年	月	日	交付	
他法の状況	有 1 労災 2 厚生年金 3 生活保護 4 その他 無					
療育手帳の有無	有 無					
補聴器購入助成判断	補聴器の種類	基準額	見積額	助成対象経費	公費助成額	差引自己負担額
	可・不可	○補聴器の種類、基準額：大田市難聴児補聴器購入助成事業実施要綱第4条別表に定める種類及び額。 ○助成対象経費：基準額と見積額を比して、いずれか小さい額。 ○公費助成額：助成対象経費に3分の2を乗じて得た額(千円未満切捨)。 ○差引自己負担額：助成対象経費から公費助成額を差引いた額。 ※見積額が基準額を超過する場合は、超過する部分は全額自己負担。				
以上、確認しました。						
調査日	年	月	日	調査者・職氏名		

附 則

この告示は、令和6年6月21日から施行し、この告示による改正後の大田市難聴児補聴器購入助成事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。